

申込みは『令和6年4月1日（月）朝6時から』です。

令和6年3月21日

各所属所長 様

公立学校共済組合神奈川支部長

令和6年度教職員人間ドック等の実施について（通知）

日頃より、当共済組合事業について御協力いただき、厚く御礼申し上げます。  
さて、標記の件につきまして、次のとおり実施しますので、組合員<sup>※</sup>に対し、別添資料を活用して周知いただくとともに、問合せ等が寄せられた場合、裏面のQ&Aを活用するなどし、その対応に御協力くださるようお願いいたします。

その際、人事異動に伴い転入された組合員や休職中の組合員等に対する周知についても、遺漏のないよう御配慮いただきますようお願いいたします。

※ 「組合員」には、**短期組合員、休職中の組合員、後期高齢者医療制度対象組合員を含みます（任意継続組合員を除く）。**

1 各所属所あて配付資料【(1)及び(2)は当支部ホームページにも掲載】

- (1) 「令和6年度教職員人間ドック等申込手引書」 5部  
(2) 「令和6年度教職員人間ドック等Web申込システム説明書」 5部  
＜同封資料＞  
「令和6年度福利厚生関係書類の配送スケジュール等について」 1部

2 申込等スケジュール

	第1回 申込	第2回 申込
申込期間 <sup>※1</sup>	4月1日～4月26日 <sup>※2</sup>	9月2日～9月24日 <sup>※2</sup>
結果通知 <sup>※3</sup>	5月下旬	10月中旬
受診期間	令和7年 5月下旬～1月31日	令和7年 10月中旬～1月31日

※1 Web申込システムは、6時から24時まで（**申込締切日は17時まで**）利用可能です。

※2 **申込締切日の受付は17時まで**です。17時以降はお申込みできません。  
必ず、申込期間内にお申込みください。期限厳守となります。期限を過ぎた場合は、お申込みできません。

※3 所属所あてには、「申込結果リスト」等を「特定記録便」で送付します。

問合せ先（教職員人間ドック事業に関すること）

健康福利グループ 人間ドック担当：(045) 210-8170（直）

神奈川支部ホームページ <https://www.kouritu.or.jp/kanagawa/>



## 教職員人間ドック等事業について 《よくあるご質問》と《注意事項》

### 《よくあるご質問》

#### Q 1 対象者は誰か。

A 1 公立学校共済組合神奈川支部**組合員本人のみ**です。

※ 短期組合員、育児休業等で休職中の組合員、後期高齢者医療制度対象組合員も対象です。

(休職中の組合員には各所属所から該当者へ連絡をお願いします)

※ 任意継続組合員は対象外です。

#### Q 2 組合員証番号がわからない場合はどうすべきか。

A 2 組合員証番号は、組合員証（保険証）の右上に記載の数字・英字6桁を入力してください（ハイフン以降や枝番は除いてください）。

※組合員証（保険証）がまだ手元がない場合や、組合員証番号が不明の方は、入力せずに登録できます。

#### Q 3 Web 申込システムを利用できない場合はどうすべきか。

A 3 「教職員人間ドック等申込手引書」の裏表紙にある「教職員人間ドック等申込用紙」をコピーし、必要事項を記入のうえ郵送等で当支部に提出してください（FAX 不可）。

なお、「教職員人間ドック等申込用紙」は、当支部ホームページ【組合員専用ページ】にも掲載しています。

#### Q 4 Web 申込システムからのメール通知が届かない場合はどうすべきか。

A 4 「教職員人間ドック等Web 申込システム説明書」p2の「Web 申込システムからのメール通知が届かない場合等について」をご確認ください。また、所属のメールアドレスを登録した方は、所属のWeb 規制により、届かない可能性があります。ご自分の携帯電話等のメールアドレスで再度ご登録ください。

#### Q 5 申込内容を変更したいがどうすべきか。

A 5 申込期間中であれば、Web 申込システムで変更及びキャンセルが可能です。

#### Q 6 所属所コード4ケタがわからないがどうすべきか。

A 6 申込みページ内に掲載している「令和6年度所属所一覧表 (PDF)」をご確認ください。なお、所属所については、コードまたは名称どちらか一方の入力のみでも構いません。

#### Q 7 氏名は「通称」を使用してもよいか。

A 7 組合員証（保険証）に記載されている氏名（カナ）を入力してください。

### 《注意事項》

#### ■ 「申込完了=承認」ではございません。

健診機関へのご予約は、申込結果受領後をお願いいたします。

#### ■ 教職員人間ドック等事業は、

①教職員人間ドック等申込時に、組合員資格を有すること。

②人間ドック等受診日に、組合員資格を有すること

のどちらも満たす必要がございます。